

JSRMPM ニュースレター2008年5月13日

第3回憲法記念シンポジウム「医療と安全 - 法医学からの貢献」を開催して

慶應義塾大学医学部法医学教室 藤田眞幸

本年3月に静岡で行われた学術総会で、酒井亮二理事長から、医療関連死に関して法医学の側面からの取り組みにつき、シンポジウムを開催してはどうかとのお話をいただきました。私は、病理学を10年余りやってきた後に法医学に進みましたが、以前から、医療関連死の問題では、臨床医と法医との間でのよりよい理解が必要であると考えておりましたので、僭越ながら、今回のシンポジウムを担当させていただきました。

5月2日、「医療と安全 - 法医学からの貢献」と題して慶應義塾大学医学部本館臨床講堂で、2時間余りのシンポジウムとなりました。

まず、最初に、慶應義塾大学病院 輸血・細胞療法部長(兼)医療安全対策室副室長の半田 誠先生から、「臨床医からみた死因の究明- 法医学にのぞむこと」という観点から、慶應義塾大学病院での取り組みについてお話しいただきました。医療安全対策室の重要な仕事として医療関連死の届出に関する対応があるとのことであり、また、現在の制度では、重要な事例が司法解剖となり、解剖結果が開示されず、原因が明らかにされないまま、当事者に重大かつ不必要な精神的・社会的ダメージを与えてしまう場合があるということが指摘されました。そのためには、医療関連死に関する調査分析を中立的に行う第三者機関への期待がたいへん高まっているとのことでした。半田先生に御講演いただき、現行の警察中心の死因究明体制では、医療の進歩を目指す病院の体制にはなじまないということが、臨床の実状から伝わってきたような気がいたします。

続いて、法医による死因の究明の実際につき、千葉大学大学院 医学研究院 法医学教室教授の岩瀬博太郎先生からは、「法医による死因の究明の実際」についての発表がありました。日本の死因究明制度は、犯罪の有無に重点が置かれており、外表検査と初動捜査によって解剖の必要性が判断されるため、医療関連死に限らず、犯罪性の低いと思われた事例の死因究明が十分に行われられない可能性があるという制度上の問題が指摘されました。また、司法解剖の結果は開示されないために、病院も家族も真実を知ることができず、紛争が遷延化することがあるとのことでした。第三者機関が設立も重要であるが、現行の司法解剖や警察の捜査の制度は諸外国と比較して遅れをとっており、これを改善していくことが重要であるという意見が述べられました。

最後に、私から、「法医と臨床医のよりよい理解に向けて」と題して、以下のようなことお話しさせていただきました。確かに、「治療方針が正しかったか」という問題については臨床医が最も詳しいのですが、「治療行為が正しく行われたか」という問題は、これとは全く別の次元の問題であり、解析には異なるスキ

ルを要するものです。病理医は臨床医と協力して病態を解明する点で優れていますが、法医は事故の原因や責任を明確にすることや、証拠を押さえる点で優れているので、医療関連死の解剖では、臨床医とともに両者がよい連携を保って進めていくことが重要です。なお、「誰が責められるかの追求」はよくありませんが、「誰の行為が関係していたのか」を解明することは、再発防止という観点からも大切です。勘違いによる誤投薬などの場合は、病棟に残っているアンプルや、関係者のその日の行動をすぐに調査しなければ、痕跡が消滅しやすく、後日診療録をいくら調べても明らかにならない面がありますので、事故調査委員会には、警察の初動捜査のような初期調査を実施できる能力が要求されます。また、私の経験では、現在、かなり有名な大病院からの届出による司法解剖がほとんどを占めていますが、届出制度そのものも検討する必要があることについて述べさせていただきました。

以上、今回のシンポジウムでは、臨床医からの医療事故の再発防止と真相解明への取り組みと調査機関設立への強い要望、法医からの現行の死因究明制度における問題点が提示され、臨床医、病理医および法医のよりよい相互理解と連携が重要であることが再確認されました。新しい制度設立に向けて、本シンポジウムで話し合われた内容が深く検討され、患者が安心して受診できる病院、医師が安心して診療できる環境を整えていくように、社会全体が取り組んでいく必要があるように思われます。

なお、連休中のお忙しい中、本シンポジウムに参加いただきました皆様や、開催するにあたり、ご指導いただきました、諸先生方、ご後援をいただきました慶應医師会、国際予防医学リスクマネジメント連盟に、厚く御礼申し上げます。